就業制限の考え方

新型コロナウイルス感染症の患者に対する、感染症法に基づく外出自粛要請や就業制限はありません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられています

以下の国が示す一般向けの情報を参考にしつつ、高齢者施設等には重症化リスクを有する高齢者が多く生活することも踏まえ、各施設において新型コロナウイルスに罹患した従事者の就業制限を考慮していただくようお願いいたします。

〇国が示す情報

１　療養の考え方

• 特に発症後５日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症後５日間が経過し、かつ解熱および症状軽快から24時間経過するまでは、外出を控えることが推奨されます（※１）。

• 10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、発症後10日間が経過するまでは、マスクの着用等周りの方へうつさないよう配慮をお願いします。

２　濃厚接触者の考え方

新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者として法律に基づく外出自粛は求められません。同居のご家族が罹患した場合には、ご自身の体調に注意してください（注）。

（※）発症日を０日目とします。無症状の場合は検体採取日を０日目とします。

（注）保健所判断で、検査を実施する場合はあります。